

「令和8年度 北海道森林管理局販売委託業務」企画競争説明書

1 業務の概要

国有林野の産物について問屋業者に販売委託する。

2 企画提案書の作成上の留意事項

(1) 企画提案書の作成方法

下記に掲げる各記載事項について、A4版10枚以内で簡潔に記述すること。
ただし、参考資料を別途添付することは差し支えない。

(2) 企画提案書への記載事項

○基本事項

- ・氏名又は名称及び代表者並びに住所又は主たる事務所の所在地
- ・法人の場合にあっては、定款又は寄付行為及び登記簿
- ・事業の沿革及び現況
- ・最近の事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書

企画の提案	記載に際しての留意点
1 希望の販売業務	<ul style="list-style-type: none">・予定一覧表の希望する販売業務委託種類と番号を記載
2 過去の取引先	<ul style="list-style-type: none">・販売業務を受託した取引相手方（国有林・民有林）を記載
3 業務の実施体制	<ul style="list-style-type: none">・職員総数及び各職員の担当を記載・受託材の販売を担当する職員の業務履歴を記載
4 事務処理	<ul style="list-style-type: none">・事務処理における指定の様式で作成する電子ファイルの活用の可否を記載
5 販売実績	<ul style="list-style-type: none">・過去2年間の国有林材の販売量・販売額の実績を記載・過去2年間の営業利益及び対前年度比を記載
6 特色	<ul style="list-style-type: none">・取り扱っている樹材種、径級、長級を記載・樹材種別に有利に販売することが可能な販路がある場合は具体的に記載・顧客数を記載・出品材の市況動向（樹材種別、径級別等）の把握・分析を行っている場合は具体的に記載・その他特筆すべき特色がある場合は具体的に記載
7 取組	<ul style="list-style-type: none">・インターネット、業界紙等を活用したPRを実施している場合は具体的に記載・出品材の最適用途等の情報提供を行っている場合は具体的に記載・入札参加資格については、原則制限を設けないこととするが、制限する場合には、限定的な内容で記載・不落の対応の記載・その他特筆すべき事項がある場合は記載
8 新たな取組	<ul style="list-style-type: none">・夏期における虫害対策として、7月及び9月の複数回入札予定日を記載・新たな顧客を獲得するための取組を実施している場合は具体的に記載・新たな販路を開拓するための取組を実施している場合は具体的に記載・その他特筆すべき有利販売に向けた取組みを実施している場合は具体的に記載
9 信頼性	<ul style="list-style-type: none">・コンプライアンスについての取組を実施している場合は具体的に記載・ワーク・ライフ・バランス等の推進について取組状況を記載 <p>※女性活躍推進法に基づく「えるぼし認定企業」、「プラチナえるぼし認定企業」、次世代法に基づく「くるみん認定企業」、「トライくるみん認定企業」、「プラチナくるみん認定企業」および若者雇用促進法に基づく「ユースエール認定企業」の認定を受けている者である場合は、基準適合認定通知書等の写しなど認定状況のわかる資料を添付すること。</p>
10 国有林への貢献等	<ul style="list-style-type: none">・国有林材のPRに関する取組について記載・合法木材供給事業者としての取組について記載・その他特筆すべき貢献可能なものを記載

※ 記載事項について既存資料の添付によりこれに代えることができる。

3 企画提案書の選定

提出された企画提案書について、北海道森林管理局内に設置する審査委員会において審査を実施し、販売業務を委託する問屋業者を選定する。結果については書面により通知する。
なお、具体的な販売委託業務については、委託する樹材種、数量、当該問屋業者の特色や能力等の因子を考慮して行う。

4 企画提案書の提出方法

- ① 提出方法：様式自由で作成し、期限まで必着とする。
- ② 紙媒体による提出先
北海道森林管理局 森林整備部資源活用第二課（担当：素材供給係）
〒064-8537
北海道札幌市中央区宮の森3条7丁目70番
TEL011-622-5248（直通）
- ③ 電子メールによる提出先
E-mail : h_katsuyo2@maff.go.jp
誤送信防止のため送信後、局担当への電話連絡により、受信の確認をお願いします。
- ④ 提出期限：令和8年3月4日（水）午後5時まで

5 その他留意事項

- (1) 企画提案書は、希望する販売業務委託種類・番号毎に作成し提出する。
- (2) 企画提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 選定されなかった場合においても、企画提案書は返却しない。
- (4) 企画提案書の提出後において、原則として企画提案書に記載された内容の変更を認めない。
- (5) 本公告に基づき選定された市場であっても、事業実行上の理由により委託されない場合等の異議は一切申し立てることはできない。
- (6) 提案者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について、その内容を確認した上で企画提案書に添付し、提出したことをもってこれに同意したものとする。
- (7) 企画提案書については、令和8年2月末現在による。

6 提案書の無効

- (1) 企画提案書に虚偽の記載があった場合、選定を取り消すものとする。虚偽の記載の発覚が選定後であっても同様とする。また、企画提案書の内容が遵守されない場合は、選定後であっても選定を取り消すものとする。
- (2) 暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた場合は、選定後であっても選定を取り消すものとする。
- (3) 国有林野の林産物販売委託契約約款について、遵守されなかった場合は、選定後であっても選定を取り消すものとする。

令和 8 年度

販売委託業務に係る企画提案書

※様式は任意で可

I. 基本事項

氏名又は名称	
代表者	
住所	〒
事務所の所在地	〒
法人の場合にあっては、定款又は寄付行為及び登記簿	別添1として写し又は任意様式で添付
事業の沿革及び現況	別添2として写し又は任意様式で添付
最近の事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書	令和5年度分は別添3、令和6年度分は添付4として添付

II. 企画の提案

1 希望の販売業務（市場名：）

販売業務委託種類		販売業務委託番号	
----------	--	----------	--

（注）予定一覧表の販売業務委託種類・販売業務委託番号のうち希望するものを記入する。提案書は、希望する販売業務委託の種類・番号毎に作成し提出する。

2 過去の取引先

項目	令和6年度	令和7年度
国有林材	m ³	m ³
道有林材	m ³	m ³
民有林材	m ³	m ³

（注）過去2年間に受託した販売業務の数量を取引先別に記入する。

3 業務の実施体制（職員数・担当職員の従事年数等）

（1）職員数

項目	職員数
総職員数	名

（注）事務員を含めた職員数を記入する。

（2）業務経歴

氏名	各職員の担当する業務	従事年数
	受託販売事務の総括	年 月～ 年 月 年 カ月
	入札における立会	年 月～ 年 月 年 カ月
	産物引渡受領	年 月～ 年 月 年 カ月
（臨時雇用） 名	入札時の開札	年 月～ 年 月 年 カ月
（臨時雇用） 名	入札受付事務、現地案内板の設置、現地査定表示	年 月～ 年 月 年 カ月

（注1）令和7年度の実施体制を記入する。

（注2）各職員の氏名、担当業務、担当業務の従事年数を具体的に記入する。

（注3）臨時に職員を雇用している場合は、常時同じ業務を担当している者については氏名等を記入し、業務により雇用する職員が都度異なる場合は、氏名欄に「臨時雇用何名」と人数を記入する。

4 事務処理

(注) 事務処理の具体的なものを記入する。

5 販売実績

(1) 国有林材の販売量及び販売額

年 度	販 売 量	販 売 額	備 考
令和6年度	m ³	円	
令和7年度	m ³	円	

(注) 過去2年間の販売量及び販売額（税込み）を記入する。

(2) 営業利益

年 度	営業利益	対前年度比 (%)
令和5年度	円	%
令和6年度	円	%

(注) 過去2年間の営業利益を記入し、対前年度比を記入する。

6 特色

(1) 取扱い樹材種・径級等

樹 種	径 級	長 級	備 考

(注) 現在取扱っている樹材種・径級、長級を具体的に記入する。
山元土場委託は、一般材についてのみ記入する。

(2) 販路及び顧客数

販 路	
-----	--

(注) 現在取引のある顧客について具体的に記入する。

顧客数	
-----	--

(注) 現在取引のある顧客数（市場開催等案内した数等）を記入する。

(3) 市況動向の把握等

(注) 市況動向の把握状況を具体的に記入し、分析していればその活用状況等を具体的に記入する。

(4) その他特筆すべき特色

(注) その他特筆すべき特色を具体的に記入する。

7 取組

(1) P Rの状況

(注) P Rの方法を具体的に記入する。

(2) 最適用途等の情報提供

(注) 最適用途等の情報提供を具体的に記入する。

(3) 入札参加資格

(4) 不落物件の対応

(5) その他特筆すべき取組

(注) その他特筆すべき取組があれば具体的に記入する。

8 新たな取組

(1) 虫害対策の取組

(注) 夏期における虫害対策として、7月及び9月の複数回入札予定日を記載。

(2) 新たな顧客獲得の取組

(注) 新たな顧客獲得の取組を具体的に記入する。

(3) 新たな販路開拓の取組

(注) 新たな販路開拓の取組の状況を具体的に記入する。

(4) その他特筆すべき有利販売に向けた取組

(注) その他特筆すべき有利販売に向けた取組等があれば具体的に記入する。

9 信頼性

(1) コンプライアンスについての取組

(注) コンプライアンスについての取組を実施している場合は具体的に記入する。

(2) ワーク・ライフ・バランス等の推進についての取組

(注) ワーク・ライフ・バランス等の推進についての取組について記載。各種認定等を受けている場合は基準適合認定通知書等の写しなど認定状況の分かる資料を添付すること。

10 国有林への貢献等

(1) 国有林材のPRへの協力

(注) 国有林材のPRへの協力状況を具体的に記入する。

(2) 合法木材供給事業者としての取組

(注) 合法木材供給事業者として実施していることを具体的に記入する。

(3) その他特筆すべき国有林への貢献等

(注) その他特筆すべき国有林への貢献等があれば具体的に記入する。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、貴局の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を得る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、提案書の提出をもって誓約します。

令和 年 月 日

北海道森林管理局長 殿

会 社 名

代表者氏名

住 所

電 話 番 号

E – m a i l

令和8年度 北海道森林管理局販売委託業務について

令和 年 月 日付けで公告のあった「令和8年度 北海道森林管理局販売委託業務（市場委託／山元土場委託）」について、実施公告及び企画競争説明書に記載された内容を承諾のうえ受託を希望するので、企画競争説明書に基づき関係資料を添付して提出します。

(担当者 :)

(標準例)

【各種銘木市等の場合】

国有林野の產物販売委託契約書

産 物 の 品 目		素 材				
委 託 物 品 の 種 類 及 び 数 量 (見込み)		樹 種	材 種	本 数	材 積	
		○○外	全材種	—	○○m ³	
委 託 物 品 の 交 付 場 所		○○森林管理(支)署 生産地点(山元土場)				
委 託 物 品 の 輸 送 区 間		自 ○○森林管理署生産地点(山元土場)			距離 — km	
		至 ○○市○○○○○○○ ○○土場				
委 託 物 品 の 販 売		年 月 日	自 令和〇年〇月〇日 至 令和〇年〇月〇日			
		場 所	○○市○○○○○ ○○○○○○○○○ (施設・会場名)			
販 売 委 託 期 間		自 委託契約締結日 至 委託物品の引き渡し完了日まで				
販 売 経 費 等	手 数 料	販売代金の〇%			左記金額は消費税及び地方消費税を含まない金額とする	
	輸 送 費	確定数量 × 見積単価				
	梱 積 料	1 m ³ につき○○○円				
契 約 保 証 金		免除する				
販 売 代 金 納 付 期 限		歳入徴収官発行の納入告知書による				
担 保 提 供 期 限		不 要				
そ の 他 の 事 項		・販売経費の支払いは、販売代金と相殺できる ・材積については予定であり、数量を約束するものではない ・トラック輸送については、見積合わせとする				

※ 樹種、材積、交付場所等確定しているものについては、その名称等を記載する。

特 約 事 項

1. 乙は、品質が劣化する時期に搬入される委託物品については、品質保持のため所要の措置を講ずるものとする。
2. 販売物件毎の最低販売価格は開札当日に甲の担当者が乙に通知する。
3. 国有林野の林産物販売委託契約約款の第10条、第15条及び第19条は適用しないものとする。
4. 乙は、買受人から苦情や要請等を受けた場合には、対応メモを作成して必ず甲に報告するものとする。
5. 乙は、「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領」（平成26年12月4日付け26林政政第338号林野庁長官通知）及び「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知）に基づき、林産物売り払いに係る競争参加資格に制限を受けている者については、その制限を受けている期間中は入札に参加させないこと。
6. 乙は、入札を行うとき、甲の使用する別紙「暴力団排除に関する誓約事項」を、入札者に対し事前に周知すること。
7. 別紙1（談合等の不正行為に関する特約条項）、別紙2（暴力団排除に関する特約条項）のとおり。

委託人と受託人は、本契約書及び国有林野の林産物販売委託契約約款によって委託契約の成立を証するため本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自その一通を所持する。

令和 年 月 日

委託人（甲）	住所	○○○○
	氏名	分任契約担当官 ○○森林管理署長 ○○ ○○ 印 登録番号：T8000012050001
受託人（乙）	住所	○○市○○○○
	氏名	

(標準例)

【山元販売の場合】

国有林野の産物販売委託契約書

產 物 の 品 目		素 材						
委 託 物 品 の 種 類 及 び 数 量 (見込み)	樹 種	材 種	本 数	材 積				
	トドマツ外	全材種	—	〇〇,〇〇〇m ³				
委 託 物 品 の 交 付 場 所	〇〇森林管理(支)署 生産地点(山元土場)							
委 託 物 品 の 輸 送 区 間	自	—		距離 — km				
	至	—						
委 託 物 品 の 販 売	年 月 日	自 令和〇年〇月〇日 至 令和〇年〇月〇日						
	場 所	〇〇市〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇 (施設・会場名)						
販 売 委 託 期 間	自 委託契約締結日 至 引渡物件搬出済報告書の提出があった日まで							
入 札 実 施 回 数	原則7月及び9月は複数回入札、通常月1回の年14回以上							
販 売 経 費 等	手 数 料	販売代金の〇%		左記金額は消費税及び地方消費税を含まない金額とする				
	輸 送 費	—						
	柾 積 料	—						
契 約 保 証 金	免除する							
販 売 代 金 納 付 期 限	歳入徴収官発行の納入告知書による							
担 保 提 供 期 限	不 要							
そ の 他 の 事 項	・販売経費の支払いは、販売代金と相殺できる ・材積については予定であり、数量を約束するものではない							

※ 樹種、材積、交付場所等確定しているものについては、その名称等を記載する。

特約事項

1. 権の形成は甲が行い、乙は権の寄託を受けた後も権を維持することとし、権の巻替えには甲の同意を要すること。
2. 入札は投函方式とし、郵便入札も認めること。
3. 郵便での応札があった場合、乙は、入札直前の降雨等による搬出路の状況変化について、応札者に説明するものとする。
4. 販売物件毎の最低販売価格は開札当日に甲の担当者が乙に通知する。
5. 乙は、入札案内に基づき各物件毎に表示板を付すると共に、甲の指示に基づき所要地点に案内板の表示をすること。
6. 乙は、交付を受けた委託物件の搬出が完了した場合は、速やかに甲に「引渡し物件搬出済報告書」を提出すること。
7. 国有林野の林産物販売委託契約約款の第10条、第15条及び第19条は適用しないものとする。また、第20条における委託販売により販売を完了しなかった物件があった場合の甲の指示は、「当該物件すべてを返付」する取扱いとし、乙は、販売結果報告書とともに返納に関する書類を提出すること。
8. 乙は、買受人から苦情や要請等を受けた場合には、対応メモを作成して必ず甲に報告するものとする。
9. 乙は、産物交付時に包括して甲が発行する「間伐材証明」「間伐材等由来のバイオマス証明書」に基づき、乙は、買受人から証明書の提出を求められた場合、証明書写しの交付にかかる事務一般を行うこと。
10. 乙は、「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領」（平成26年12月4日26林政第338号林野庁長官通知）及び「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知）に基づき、林産物売り払いに係る競争参加資格に制限を受けている者については、その制限を受けている期間中は入札に参加させないこと。
11. 乙は、入札を行うとき、甲の使用する別紙「暴力団排除に関する制約事項」を、入札者に対し事前に周知すること。
12. 別紙1（談合等の不正行為に関する特約条項）、別紙2（暴力団排除に関する特約条項）のとおり。

委託人と受託人は、本契約書及び国有林野の林産物販売委託契約約款によって委託契約の成立を証するため本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自その一通を所持する。

令和 年 月 日

委託人（甲） 住所 ○○○○

氏名 分任契約担当官
○○森林管理署長 ○○ ○○ 印
登録番号：T8000012050001

受託人（乙） 住所 ○○市○○○○

氏名

国有林野の林産物販売委託契約約款

(趣旨)

- 第1条 委託人（以下「甲」という。）と受託人（以下「乙」という。）は、信義に従い誠実に契約を履行しなければならない。
- 2 乙は、この約款に基づき契約した林産物（以下「委託物品」という。）を、乙の経営する市場（以下「市場」という。）又は甲の指定する山元土場においてせり売り又は入札売り（以下「市売り」という。）による販売の業務を行うに当たっては、甲又は甲の指定する職員（甲が、市場の所在地の地元森林管理局長等（森林管理局、森林管理署又は支署の長。以下同じ。）にこの契約に係る事務の一部の処理を依頼したときの地元森林管理局長等又はその指定する職員を含む。以下「指定職員」という。）と連絡を密にし、その指示に従うものとする。
- 3 乙は、市売りによる販売の委託業務に関して、通常用いている約款等の定めとこの約款の定めとの間に矛盾が生じる場合には、前者を後者にあわせて訂正し、当該矛盾を解消しなければならない。また、この旨を委託物品の市売りに参加しようとする者に周知させなければならない。

(契約保証金)

- 第2条 乙は、契約書に定める契約保証金を納付しなければならない。ただし、甲が認める場合は、契約保証金の納付に代えて国債その他甲の指定する担保によることができる。
- なお、契約書において契約保証金を認めないとしたときは、この限りでない。
- 2 前項の契約保証金は、乙が第14条に定める義務を履行するとき、又は第15条に定める担保を提供したときに、現金をもって納付されたものについては、販売代金の一部に充当するものとし、担保をもって提供されたものについては乙に返還される。

(代理人の届出等)

- 第3条 乙が代理人を選任したときは、遅滞なくその旨及び代理権の内容を書面により甲に届け出なければならない。代理人の変更又は代理権の変更若しくは消滅があったときも同様とする。
- 2 乙が死亡、又は解散したときは、その相続人、合併後存続する法人、合併によって設立された法人又は精算人は遅滞なくその旨を書面により、甲に届け出なければならない。
- 3 乙が前2項の定めによる届け出をしないときは、その選任、変更又は消滅をもって甲に対抗することができない。

(届出の義務)

- 第4条 乙は、この契約に係る産物販売受託通知書に記載した事項に変更があったとき、又は産物の市売りによる販売業務（これに附帯する産物の輸送、保存その他の業務を含む。以下「販売業務」という。）を的確に遂行することが困難になったときは、遅滞なくその旨を書面により甲に届け出なければならない。

(権利義務の譲渡等)

- 第5条 乙は、この約款に基づく契約によって生ずる権利義務を甲の承認を得ないで第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(委託物品の交付)

- 第6条 甲は、委託物品を乙に交付しようとするときは、「産物交付通知書」を送付し、乙又は乙の代理人の立会の上交付するものとする。
- 2 乙は、前項の定めにより甲から委託物品の交付を受けたときは、遅滞なく「産物受領書」を甲に提出しなければならない。

(委託物品の数量等の変更)

第7条 乙は、甲の都合により、契約書に定めた委託物品の種類、数量を変更することがあっても異議を申し出ないものとする。

(委託物品の保管責任)

第8条 乙は、委託物品の交付を受けてから、当該物品の搬出済届が提出されるまでの間の輸送及び保管に関する一切の責任を負わなければならない。

- 2 乙は、輸送及び保管中の委託物品について、滅失又は毀損があったときは、遅滞なく最善の処置を講ずるとともに、「委託物品滅失(毀損)報告書」によりその旨を甲に届け出て、その善後措置について指示を受け、それに従わなければならない。
- 3 委託物品の滅失又は毀損により甲に損害が生じたときは、乙は、その損害額を甲の算定するところにより賠償しなければならない。ただし、委託物品の保管に関し善良な管理者の注意を怠らなかつた場合は、この限りでない。

(委託物品の輸送及び梱積)

第9条 乙は、市場における市売りにおいて、甲から委託物品を受領したときは、必要により市場まで輸送した上、すみやかに当該物品を甲の指示する仕訳区分に従い、その販売に必要な梱積を行わなければならない。

- 2 乙は、前項の梱積みを行うに当たっては、他の物品と混同して梱積みしてはならない。
- 3 第1項の場合において、乙は、必要に応じ甲の指示する仕訳区分を更に細分して梱積みすることができる。
- 4 乙は、甲の指定する山元土場における委託物品の販売の業務を行うに当たっては次に掲げる業務を行うこととする。
 - (1) 乙は、甲の指示に基づき市売り参加者が現地の確認に必要な措置を講ずるものとする。
 - (2) 乙は、当該物品の搬出路の状況について、入札前及び当該物件の搬出中、状況確認するものとする。
 - (3) 乙は、甲の指示するところにより入札案内書(物件明細書)を送付しなければならない。なお、甲が指定した者以外に送付することは妨げない。
 - (4) 乙は、事前に作成する入札案内書(物件明細書)に搬出路の通行状況を記載するものとする。
また、入札直前の降雨や降雪等により、搬出路の通行に支障がある場合は、予め搬出路の修繕等の見通しを説明した上で入札することとする。
なお、搬出路の修繕等の見通しがたたない場合には、入札延期等の対応を取るものとする。

(販売実施計画書の提出)

第10条 乙は、当該物品の販売を行う3日前までに甲又は地元森林管理局長等に到達するよう「販売実施計画書」を提出しなければならない。ただし、甲がその必要がないと認めた場合は、この限りでない。

(最低販売価格の指定等)

第11条 乙は、甲又は指定職員が仕訳区分ごとに委託物品の販売の直前に通知する最低販売価格以上の価格でなければ委託物品を販売してはならない。ただし、乙が最低販売価格との差額を負担する場合には、この限りでない。

- 2 乙が甲の指定する最低販売価格の指定単位を更に細分して販売する場合において、細分した一口ごとの販売価格を集計した額が最低販売価格を上回り、又は下回るときにその差額を乙が負担する場合であっても、応札者のない物件は第20条の販売を完了しない物件とする。

(所有権の移転)

第12条 委託物品の所有権は、当該物品の市売りにおいて競落を決定したとき、その落札者（以下「買受人」という。）に移転するものとし、乙は、その旨を委託物品の市売りに参加しようとする者にあらかじめ周知させなければならない。

(販売結果報告書の提出)

第13条 乙は、委託物品の販売を行った日から起算して7日以内に甲又は地元森林管理局長等に到達するよう「販売結果報告書」を提出しなければならない。

- 2 「販売結果報告書」には、販売に関する証拠書類として、乙と買受人との間における委託物品の売買契約にかかる契約書、仕切書等（当該買受人の氏名、販売した委託物品の明細、販売代金の決済方法等が明記された書面）及び第17条第1項に定める販売手数料、輸送費、梱積料（以下「販売経費等」という。）の請求書を添付しなければならない。
- 3 乙が、第11条第2項のただし書の規程により最低販売価格との差額を負担した場合は、販売価格及び当該差額を販売結果報告書に付記するものとする。

(販売代金の納付等)

第14条 委託物品の販売価格に相当する金額（第11条第2項の定めによって差額を負担する場合はこれを加えた総額（以下「販売代金」という。）について、甲の発行する納入告知書により、契約書に定める納付期限までに甲に納入しなければならない。

- 2 販売代金と第17条第1項の規程により甲の負担する販売経費等に相当する金額とは、相殺することができる。この場合、乙が甲に納付すべき金額は、販売代金から販売経費等を控除した金額とする。
- 3 乙は、納付期限までに販売代金又は前項の規定による金額を納付しないときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ年14.6%の割合で算出した延滞金を販売代金とともに納付しなければならない。

(担保の提供等)

第15条 乙は、販売の都度、甲又は地元森林管理局長等にその指定する期限（以下「担保提供期限」という。）までに販売代金に相当する金額及び担保権の行使に必要な費用の合計以上の額で甲の指定する金額（以下「指定金額」という。）に相当する担保を提供しなければならない。

- 2 甲は、第13条の販売結果報告書の提出があった場合には、乙が販売代金を即納するとき、担保提供期限までに販売代金を納付する場合を除き、速やかに担保の提供について指定金額を乙に指示するものとする。
- 3 乙は、第1項の担保を提供する場合は次による。
 - (1) 担保が甲の延滞担保の保護預り契約を締結している金融機関（以下「取扱金融機関」という。）が支払保証した支払保証手形であるときは、当該金融機関の交付する保護預り書に担保物件差入書を添えて甲に提供する。
 - (2) 担保が取扱金融機関以外の金融機関（以下「保証金融機関」という。）が支払保証した支払保証手形であるときは、当該金融機関の交付する保護預り書及び甲の定める様式により当該金融機関が作成する請書に、担保物件差入書を添えて甲に提供する。
 - (3) 担保が国債、地方債又は金融債であるときは、乙が当該担保を供託所に供託して交付を受けた供託書の正本に担保物件差入書を添えて甲に提供する。
 - (4) 担保が定期貯金であるときは、定期預金証書（受領欄に乙が記名押印したもの。）に委任状、担保物件差入書及び当該金融機関の発行した質権設定承諾書を添えて甲に提供する。
- 4 乙は、担保納入期限までに担保を提供しないときは、担保提供期限の翌日から提供の日までの日数に応じ、販売代金に対し年14.6%計算した違約金を甲の指定するとおり納入しなければならない。
- 5 甲は、乙が第14条第1項に定める義務を履行したときは担保を乙に返還する。

(委託物品の買受人への引渡)

第16条 乙は、担保を提供し、又は代金を納付した後でなければ委託物品を買受人に引き渡してはならない。

(販売経費等の負担等)

第17条 委託物品の交付後において、契約に係る販売業務に要する経費で甲の負担するものは、次のとおりとする。

- (1) 販売手数料
- (2) 委託物品を交付する場所が販売を行おうとする市場と異なる場合における輸送費（積み込み費及び荷卸費を含む。以下同じ。）
- (3) 市場における委託物品の査積料（仕訳料を含む。以下同じ。）
- (4) 第20条第3項にかかる輸送費

2 民法第650条第2項及び第3項の規定は、この委託契約には適用しないものとする。

(販売経費等の確定)

第18条 販売経費等は、次の方法により確定するものとする。

- (1) 販売手数料は、販売代金に契約書に定める手数料率を乗じて算定する。
- (2) 輸送費及び査積料は、委託物品の確定材積に契約書に定める単価をそれぞれ乗じて算定する。

(販売経費等の支払)

第19条 販売経費等の支払いは、甲が適法な請求書を受理した日から起算して30日以内に行うものとする。

2 甲は、前項の期限までに販売経費等を支払わないときは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律の規程による財務大臣の決定する率で計算した遅延利息を乙に支払うものとする。

(販売を完了しない場合の措置)

第20条 乙は、委託物品の販売を完了しなかったときは、その旨を甲に通知の上その指示を求めなければならない。

2 甲は、前項の場合において、当該委託物品を再契約して、次回以降の市売に付させることができる。

3 乙は、甲から請求があったときは、販売未済物品を保管及び返付するものとする。

(物件の搬出義務)

第20条の2 乙は、物件を搬出期間内に国有林野外に搬出しなければならない。ただし、契約書で特別の定めをした場合は、この限りではない。

(搬出期間の延長)

第20条の3 乙は、やむをえない事情により搬出期間内に物件を搬出できないときは、その満了前に甲に対し事由を付して搬出期間の延長を申請することができる。ただし、災害その他特別な事由により搬出期間の満了前に延期を申請することができない場合は、搬出期間の経過後においても申請することができる。

2 前項の搬出期間の延長は、延期が数回にわたる場合であっても、1か年を超えることができない。

(搬出延期料)

第20条の4 乙は、甲の通知した搬出期間を延期しようとする場合は、その旨を甲に通知するとともに、搬出延期料として当該延期期間1日につき、搬出延期物件に係わる販売代金の1,000分の1に相当する金額を甲に支払うものとする。

(搬出期間延長の特例)

第20条の5 甲は、国有林野の管理経営上特別の必要がある場合は、前2条の規定にかかわらず、搬出期間を延長することができる。

(搬出期間の特殊計算)

第20条の6 天災その他不可抗力により物件を搬出することができない期間は、乙が遅滞なくその事由を申し出て甲の承認を受けたときに限り、搬出期間に算入しない。

(引渡物件搬出済報告書の提出)

第21条 山元土場委託の場合にあっては、乙は委託物品の買受人への引渡しを完了し搬出を終ったときは、遅滞なく引渡物件搬出済報告書を甲に提出しなければならない。

(契約の解除)

第22条 甲は、次の各号の一に該当するときは、委託契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙が、正当な理由なくして契約の全部若しくは一部を履行せず、又は乙が約款及び契約書の条項に違反したとき。
 - (2) 乙が、産物の市売りによる販売の業務を的確に遂行するのに必要な能力を欠くに至ったとき。
 - (3) 前号の業務を的確に遂行するのに足る資力信用を欠くに至ったとき。
 - (4) 乙が契約の履行に関して不正な行為をしたと認められたとき。
- 2 乙が、前項の定めにより契約を解除された場合は乙が納付した契約保証金は甲に帰属し、契約保証金が免除されているときは違約金として販売代金、又は販売見込み代金（甲の定める額）の100分の10に相当する金額を甲の指定する期限までに甲に納付しなければならない。
- 3 乙は、本条の契約解除による甲の損害額の全部を償うことができないときは、その不足額を甲の指示するところにより賠償しなければならない。

(特殊な理由による契約の解除)

第23条 法令の規定により、公用又は、公共用若しくは公益事業の用に供するため、その他やむを得ない理由により、契約を履行することができないときは、甲又は乙は、それぞれの相手方に対し、その履行することができない部分につき契約を解除することができる。

- 2 前項の定めにより契約を解除された甲又は乙は、それぞれ相手方に対し、その損害の賠償を請求することができない。
- 3 民法第651条の規定は、この委託契約には適用しないものとする。

(債権債務の相殺)

第24条 甲は、委託契約により乙から甲に支払うべき債務が生じたときは、販売手数料、輸送費及び積積料と相殺することができる。

(報告徴収等)

第25条 乙は、委託物品の輸送、保管、販売、引渡等に関する帳簿その他の関係書類を整備しておかなければならない。

- 2 乙は、甲が必要と認める販売業務及び委託物品に関する報告の徴収又は、検査に応じなければならない。

(その他)

第26条 この約款に定めない事項については、必要に応じ甲、乙協議して定めるものとする。

(紛争の解決)

第27条 この約款に基づく契約に関し、甲乙間に紛争を生じたときは、甲、乙が協議し、協議が整わないときは、第三者間のあっせん又は調停によりその解決を図るものとする。

国有林野の産物販売委託規程

昭和 35 年 9 月 10 日
農林省告示第 869 号

[最終改正]平成 24 年 12 月 28 日農林水産省告示第 2767 号

(趣旨)

第 1 条 国有林野の産物の販売の問屋業者に対する委託については、法令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この規程において「産物」とは、国有林野及び公有林野等官行造林地の林産物をいう。

(委託をすることができる場合)

第 3 条 次の各号の 1 に該当する者は、産物のせり売り又は入札売り(以下「市売り」と総称する。)による販売を随意契約により問屋業者に委託することができる。

(1) 森林管理局長

(2) 森林管理局長が指定する森林管理署長又は森林管理署支署長

2 前項の規定による産物の市売りによる販売の委託(以下「委託」という。)は、次の各号の 1 に該当する場合に限り、行うことができる。

(1) 産物の市況及びその動向を敏速かつ的確には握るために必要であると認められる場合

(2) 産物の普及又は宣伝のために必要であると認められる場合

(3) 産物を他の方法によるよりも有利に販売できると認められる場合

(問屋業者の要件)

第 4 条 委託を受けることができる問屋業者は、次の各号に掲げる要件のすべてを備えているものでなければならない。

(1) 産物の市売りによる販売の業務(これに附帯する産物の輸送、保管その他の業務を含む。以下「販売業務」という。)を的確に遂行するのに必要な能力を有すること。

(2) 前号の業務を的確に遂行するに足る資力信用を有すること。

(委託の申込み)

第 5 条 森林管理局長等(第 3 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる者をいう。以下同じ。)は、委託をしようとするときは、問屋業者に対し、次の各号に掲げる事項を記載した書面により委託の申込みをするものとする。

(1) 委託をしようとする産物の種類及び数量

(2) 委託をしようとする時期及び期間

(3) 委託をしようとする産物に係る販売経費及び販売手数料に関する事項

(4) 委託に係る契約(以下「委託契約」という。)に関する事項

(5) その他必要な事項

(受託の通知)

第 6 条 委託の申込みを受けた問屋業者は、受託するか否かを遅滞なく書面により当該森林管理局長等に通知しなければならない。

(委託契約の締結)

第 7 条 委託契約の締結は、契約書を作成してしなければならない。

(委託契約の成立時期)

第 8 条 委託契約は、前条の契約書の作成があつた時に成立する。

(契約保証金の納付)

第 9 条 第 6 条の規定により受託する旨の通知をした問屋業者は、第 7 条の契約書の作成等は、予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 100 条の 3 各号の規定に該当すると認めたときは、当該契約保証金の全部又は一部を納めさせることができる。

(委託契約に係る産物の交付)

第 10 条 森林管理局長等は、委託契約に係る産物を委託を受けた問屋業者(以下「受託人」という。)に交付しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した交付通知書を受託人に送付するものとする。

- (1) 当該産物を交付する日時及び場所
- (2) 当該産物の種類、形量、品質及び数量
- (3) その他必要な事項

(委託契約に係る産物の受領書の提出)

第 11 条 受託人は、委託契約に係る産物の交付を受けたときは、遅滞なく受領書を当該森林管理局長等に提出しなければならない。

(委託物品の付保等)

第 12 条 受託人は、交付を受けた委託契約に係る産物(以下「委託物品」という。)の輸送又は保管について、当該森林管理局長等のために当該委託物品を保険又は共済に付さなければならない。ただし、森林管理局長等においてその必要がないと認める場合には、この限りでない。

(委託物品の滅失等の届出)

第 13 条 受託人は、委託物品の滅失又は毀損があったときは、遅滞なく、その旨を書面により当該森林管理局長等に届け出なければならない。

(販売実施計画書の提出)

第 14 条 受託人は、委託を受けて行う販売の都度、あらかじめ、当該森林管理局長等にその指定する期限までに販売実施計画書を提出しなければならない。ただし、森林管理局長等においてその必要がないと認める場合には、この限りではない。

- 2 前項の販売実施計画書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。
- (1) 販売を行う日時
 - (2) 販売を行う市場の名称及び所在地
 - (3) 仕訳及び販売の方法
 - (4) その他必要な事項

(最低販売価格の指定)

第 15 条 森林管理局長等は、受託人に対し、委託物品について、最低販売価格を指定するものとする。

- 2 受託人は、前項の規定により指定された最低販売価格未満の価格で委託に係る販売をしてはならない。ただし、受託人が当該最低販売価格との差額を負担する場合には、この限りではない。

(販売経費及び販売手数料の負担等)

第 16 条 森林管理局長等は、委託契約に係る販売経費のうち次の各号に掲げるもの及び販売手数料(以下「販売経費等」という。)を負担するものとする。

- (1) 委託物品を交付する場所が販売を行おうとする市場と異なる場合における輸送経費
 - (2) 前号以外の経費で林野庁長官が必要と認めて指定したもの
- 2 民法(明治 29 年法律第 89 号)第 650 条第 2 項及び第 3 項の規定は、委託には適用しないものとする。

(販売結果報告書の提出)

第 17 条 受託人は、委託を受けて行った販売のつど、当該森林管理局長等にその指定する期限までに販売結果報告書を提出しなければならない。

- 2 前項の販売結果報告書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。
- (1) 販売を行った日時
 - (2) 販売を行った市場の名称及び所在地
 - (3) 輸送、仕訳及び販売の方法
 - (4) 販売した委託物品の種類、数量及び販売価格(第 15 条第 2 項ただし書きの規定による差額の負担をした場合は、販売価格及び当該差額。次条第 1 項において同じ。)並びにその引渡しの時期
 - (5) 販売することができなかった委託物品の種類及び数量
 - (6) 販売の概況
 - (7) その他必要な事項
- 3 第 1 項の販売結果報告書には、次の各号に掲げる書面を添付しなければならない。
- (1) 前項第 4 号の委託物品の売買契約の成立を証する書面

(2)販売経費等の請求書

(販売代金の納付等)

第 18 条 受託人は、委託をうけて行った販売のつど、前条第 1 項の販売結果報告書に記載した同条第 2 項第 4 号の委託物品の販売価格に相当する金額(以下「販売代金」という。)を当該森林管理局長等の指定する期限までに国庫に納付しなければならない。

- 2 販売代金と第 16 条第 1 項の規定により森林管理局長等が負担する販売経費等に相当する金額とは、これを相殺することができる。
- 3 受託人は、第 1 項の期限を経過しても販売代金(前項の規定により販売経費等との相殺をした場合にあっては、販売代金から販売経費等を控除した金額とする。以下同じ。)の全部又は一部を納付しないときは、やむを得ない事由があると認められる場合を除き、当該販売代金の全部又は一部について同項の期限の翌日から納付の日までの日数に応じ年 14.6 パーセントの割合で算出した違約金を国庫に納付しなければならない。

(担保の提供等)

第 18 条の 2 受託人は、委託を受けて行った販売のつど、当該森林管理局長等にその指定する期限までに販売代金に相当する金額及び担保権の行使に必要な費用の額の合計額以上の額で森林管理局長等が指定する金額(以下「指定金額」という。)に相当する担保を提供しなければならない。ただし、当該期限までに、前条の規定により販売代金を納付した場合は、この限りでない。

- 2 受託人が前項の期限を経過しても担保を提供しないときは、やむを得ない事由があると認められる場合を除き、森林管理局長等は、指定金額について同項の期限の翌日から提供の日までの日数に応じ年 14.6 パーセントの割合で算出の違約金を徴収する。
- 3 第 1 項に規定する担保の種類は、林野庁長官が別に定めるものとする。

(契約保証金の還付等)

第 18 条の 3 森林管理局長等は、第 18 条又は前条の規定による販売代金の納付又は担保の提供(前条第 2 項の違約金がある場合にあっては、担保の提供及び当該違約金の納付。以下同じ。)があったときは、契約保証金を還付することができる。

- 2 契約保証金は、販売代金(当該契約保証金が前条第 3 項の規定による林野庁長官が定めたもので納付されているときは、担保)の一部に充当することができる。

(委託物品の買受人への引渡し)

第 19 条 受託人は、第 18 条又は第 18 条の 2 の規定による販売代金の納付又は担保の提供をした後でなければ、第 17 条第 2 項第 4 号の委託物品を買受人に引き渡すことができない。

(販売未済の委託物品に係る措置)

第 20 条 森林管理局長等は、第 17 条第 1 項の規定による販売結果報告書の提供を受けた場合において、同条第 2 項第 5 号の委託物品があるときは、受託人に対し、当該委託物品の処理について指示するものとする。

(委託契約の解除)

第 21 条 森林管理局長等は、受託人がその義務の履行を怠ったときは、委託契約を解除することができる。受託人が第 4 条の要件を欠くに至ったときも、また同様とする。

- 2 前項の規定により委託契約を解除された問屋業者は、国に対し、その損害の賠償を請求することができない。

(契約保証金の国庫帰属)

第 22 条 前項第 1 項前段の規定による委託契約の解除があったときは、当該委託契約に係る契約保証金は、国庫に帰属する。

(違約金の徴収)

第 22 条の 2 第 21 条第 1 項の規定により委託契約を解除した場合において、第 9 条ただし書きの規定により契約保証金が納められていないとき又は第 18 条の 3 第 1 項の規定により契約保証金が還付されているときは、森林管理局長等は、違約金として第 9 条本文に規定する契約保証金に相当する金額を徴収する。

(国に対する損害賠償)

第 23 条 第 22 条又は前条の場合において、当該契約保証金又はこれに相当する金額をもって国の損害の全部を償うことができないときは、当該問屋業者は、国に対し、その不足額につき賠償をしなければならない。

(特殊の事由による委託契約の解除等)

第 24 条 法令の規定により、又は公用、公共用若しくは公益事業の用に供するためその他止むを得ない事由により、委託契約を履行することができないときは、森林管理局長等又は受託人は、それぞれ相手方に対し、その履行することができない部分につき委託契約を解除することができる。

- 2 前項の規定により委託契約を解除された国又は問屋業者は、それぞれ相手方に対し、その損害の賠償を請求することができない。
- 3 民法第 651 条の規定は、委託には適しないものとする。

(委託契約の解除の場合の問屋業者の義務)

第 25 条 委託契約の解除があったときは、当該問屋業者は、次の各号に掲げる措置をとるべき義務を負うものとする。

- (1) 森林管理局長等の指示があったときは、販売未済の委託物品をその指示された場所に輸送すること。
- (2) 森林管理局長等の指示に従い、販売未済の委託物品を当該森林管理局長等に返付するまで保管すること。
- 2 前条第 1 項の規定による委託契約の解除の場合には、前項各号に掲げる措置をとるのに必要な費用は、国の負担とする。

(報告の徴収等)

第 26 条 森林管理局長等は、問屋業者に対し、何時でも、委託に係る販売業務及び委託物品に関する報告の徴収又は検査をすることができる。

附 則

1 この告示は、昭和 35 年 9 月 15 日から施行する。

附 則(昭和 41 年 6 月 30 日農林省告示第 708 号)

- 1 この告示は、昭和 41 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この告示の施行日前にした委託契約については、この告示の施行後も、なお従前の例による。

[この間、昭和 45 年 4 月 20 日農林省告示第 593 号による一部改正あり]

附 則(昭和 52 年 10 月 8 日農林省告示第 1014 号)

- 1 この告示は、昭和 52 年 10 月 15 日から施行する。
- 2 この告示の施行日前にした委託契約については、この告示の施行後も、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この告示は、昭和 62 年 4 月 7 日から施行する。
- 2 この告示の施行日前にした委託契約については、この告示の施行後も、なお従前の例による。

附 則

- 1 この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この告示の施行日前にした委託契約については、この告示の施行後も、なお従前の例による。